北海道函館市内中学校３校における
「中学生向け独占禁止法教室」の開催について

令和８年１１月２４日
公正取引委員会事務総局
北　海　道　事　務　所

公正取引委員会は、将来を担う中学生に対し、早い段階で独占禁止法の役割を理解してもらうために、これまで全国各地の中学校において、当委員会の職員による「中学生向け独占禁止法教室」を開催してきています（別紙参照）。

このたび、北海道事務所では、その一環として、同教室を下記のとおり開催することとしました。

記

１　実施日及び場所（詳細は別紙１参照）

令和８年１２月３日（木）		函館市立南茅部中学校
同		函館市立椴法華中学校
同	４日（金）	北海道教育大学附属函館中学校

２　講　師　　公正取引委員会事務総局北海道事務所職員

３　対象者　　各校３年生生徒

４　内　容　　シミュレーションゲームで学ぶ市場経済の仕組み等

※　今回の独占禁止教室は、授業中のカメラ撮影、傍聴取材が可能です。
御希望の場合は、令和８年１２月１日（火）正午までに、次の問い合わせ先に御連絡ください。

問い合わせ先	公正取引委員会事務総局北海道事務所　総務課
	電話　０１１－２３１－６３００（代表）
ホームページ	https://www.jftc.go.jp/regional_office/hokkaido/

別紙１

実施日及び場所（詳細）

	日時等	場所	クラス数
１	令和８年１２月３日（木） １０時３５分～１１時２５分 （３時間目）	函館市立南茅部中学校 （北海道函館市安浦町３６６）	１クラス
２	令和８年１２月３日（木） １３時５０分～１４時４０分 （６時間目）	函館市立椴法華中学校 （北海道函館市新浜町１５１番地１）	１クラス
３	令和８年１２月４日（金） １４時２０分～１５時１０分 （６時間目）	北海道教育大学附属函館中学校 （北海道函館市美原３－４８－６）	３クラス ※同時開催

独占禁止法教室（出前授業）の御案内

別紙２

公正取引委員会では、実務経験を積んだ職員を講師として学校へ派遣し、独占禁止法の役割や市場経済の仕組み、競争の重要性等について分かりやすく授業をする「独占禁止法教室」を開催しています。

独占禁止法教室では、講義のほか、生徒が企業経営者の立場になって、ライバル企業よりも多くの消費者に商品やサービスを選んでもらえるような販売方法を考えてもらい、実演販売を行ってもらったり、ほかの生徒には消費者の立場になってもらい、安価で良質な商品やサービスを多数の中から自由に選択できることを可能にしている「市場における競争」の重要性を学ぶシミュレーションを体験してもらったりします。また、生徒が審査官役となり模擬立入検査や模擬事情聴取を行ったりする体験型の学習も行います。

授業内容（例）

※授業内容は、学校の御要望をお伺いした上で決定します。

ステップ１：キーワードを学習

「独占禁止法」、「市場経済」、「競争」等のキーワードを示して、授業における　理解目標を認識し、独占禁止法の概要、市場経済の仕組み、競争の必要性・重要性を総合的に理解する。



ステップ２：シミュレーションゲーム

動画配信サービス市場を想定し、企業の立場に立って、企業が価格競争やサービス競争等によって多くの消費者を獲得することを目指すシミュレーションを行い、競争の必要性・重要性、競争による消費者のメリットを理解する。





ステップ３：身近な事例紹介

身近な商品・サービス等について、「カルテル」などの独占禁止法違反行為事例を紹介し、日常生活との　結び付きを実感し、問題意識を高める。

近年の独占禁止法教室の開催状況（全国）　（単位：回）

	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
中学校	５１	５４	５０	４２
高校	２９	３６	４６	３９
大学等	１４０	１４３	１４３	１２３